

令和6年度尾張旭市立西中学校部活動方針

学校教育における部活動は、スポーツや文化・芸術活動に興味・関心をもった生徒が、顧問教員などの指導のもとに、互いに教え合ったり励まし合ったりして楽しさや喜びを味わうことができる教育活動です。このようなことから、明るく充実した学校生活を送るだけでなく、豊かな人間関係を築くには、効果的な活動だと考えます。

この「西中学校部活動方針」は、尾張旭市教育委員会が策定した「尾張旭市部活動方針」に則り、生徒の自主的・自発的な部活動の適正な運営に向けて策定しました。

1 活動の目標

- (1) 学校教育の一環としてスポーツや文化及び科学等に親しむことができる活動をする。
- (2) たくましい身体と精神力、責任感、連帯感を養う。
- (3) 保護者や地域、学校に対する感謝の気持ちをもって活動する態度を養う。
- (4) 集団の活動を通して、礼儀を重んじ、きまりを守ろうとする社会性を養う。
- (5) 西中学校の生徒としての誇りと自覚をもって活動し、伝統と校風の醸成に努める。

2 指導上の留意点

- (1) 勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然だが、大会等で勝つことや受賞することのみを重視し過重な練習を強いることなどがないようにする。
- (2) 休養日や活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する。
- (3) 生徒の能力・適性、興味・関心に応じつつ、健康・安全に留意し、適切な活動が行われるようにする。
- (4) 活動にかかる費用や健康などの面からも保護者の支援、協力が不可欠であるため、日頃から保護者との信頼関係を築き、生徒の活動が充実したものになるように心掛ける。

3 適正な部活動の運営と指導

(1) 適切な活動量

ア 成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぐためにも、また、疲労回復のためにも、平日に1日と、土・日曜日のいずれか1日、合わせて週2日の休養日を設ける。

※ 大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保し、休養日を2日以上設定する。

※ 一斉退校日と第3日曜日（あさびーファミリーデー）は休養日とする。

イ 長期休業中についても、授業中と同様の休養日を設定する。

ウ 活動時間は、平日2時間程度、土日祝日及び長期休業期間中の活動時間は、1日あたり3時間程度とする。

エ 始業前の活動については、原則行わない。

オ 定期テスト5日前は、原則活動しない。ただし、直後に大会等を控えている場合は、特別練習を行うことができる。その際、顧問は活動時間や活動内容を考慮し、定期テストに支障が出ないように努める。

(2) 活動計画

ア 活動計画は、過度な活動とならないよう、生徒の発育・発達段階に応じた活動日数や活動時間を設定し、年間計画（大会等）・月間計画を立て、生徒・保護者が見通しをもてるよう配慮する。

イ 各種大会やコンクール等への参加・出場等については、普段の活動の成果を試す機会ではあるが、可能な限り精選するとともに、各部活動の年間計画に位置付ける。

(3) 保護者及び地域との連携

ア 目標や指導の方針、活動の期間や時間等、入部の際や部活動懇談会などで生徒や保護者等に説明し、理解を得る。

イ 大会や練習試合への生徒の移送については、原則公共交通機関、徒歩等とする。

※ 事情により保護者が子の移送を申し出た場合はこの限りではない。

ウ 地域人材の活用や、地域のイベントへのボランティア参加などにより、地域との連携を深める。

(4) 安全の確保と緊急時の対応

ア 顧問（部活指導員も含む）は、必ず事前・事後に生徒の健康状態を確認する。

イ 夏季は、活動前に気温や暑さ指数を計測し、気温35度以上または暑さ指数31度以上の場合は、運動を原則中止とする。

ウ 活動場所の施設設備等については、常にその状態を把握するとともに、必要に応じて臨時の安全点検を実施し、事故防止に努める。

エ 活動中に事故が発生した場合は、速やかに処置・保護者への連絡し、症状により医療機関を受診する。

(5) 体罰の根絶

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、顧問をはじめとする全ての指導者は、部活動の指導場面のみならず、生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行わない。

4 その他

参考：「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」スポーツ庁

「部活動指導ガイドラインについて」愛知県教育委員会

「尾張旭市部活動方針」尾張旭市教育委員会